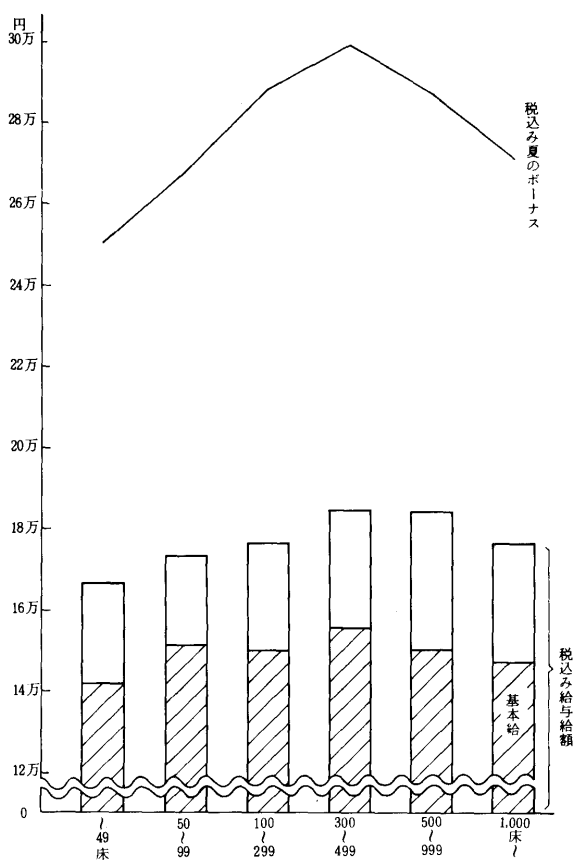


は「20万～24万9,999円」が最も多い。

設置主体別に平均額をみると、「社会保険 関係 団体」では基本給は他の設置主体より低いにかかわらず、ボーナスについては最も高い。また「学校法人」は勤続年数が短く若手層が多いため、給与そのものは低かったが、ボーナスは平均を維持している。一方「国立（文部省）」は年齢、勤続年数も高く、税込み給与総額は最高だったが、夏のボーナスについては低い額にとどまっている（図25）。

許可病床数別に平均額をみると基本給、税込み給与総額と同様に「300～499床」が最も高く、最低の「49床以下」とは5万円近い差がある（図26）。

図26 許可病床数別平均税込み給与総額・基本給額・税込み夏のボーナス



IV 夜勤

1 夜勤体制

昭和54年10月中、何らかの夜勤をした会員は81.6%にのぼっている。夜勤体制別には三交替制につく人が最も多く、次いで当直制が多い（図27）。

設置主体別にみると「国立（その他）」では「変則三交替制」が23.8%、「三交替制」が22.6%で、他の設置主体では「三交替制」が中心であることに比べると特徴がある。

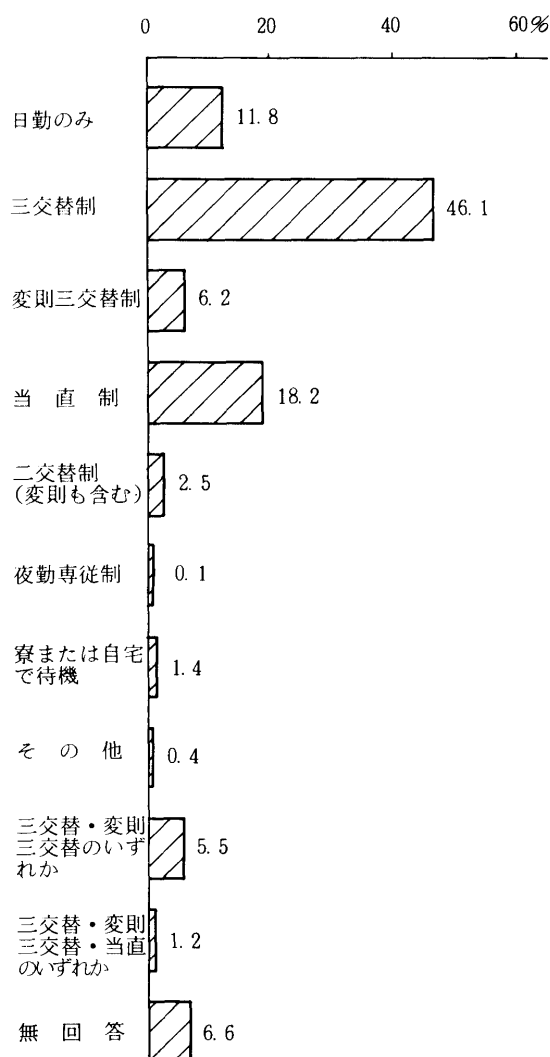
「国立（文部省）」は6割が三交替制で、当直制は6.2%にすぎない。

許可病床数別には病床数の増加にしたがって三交替制がふえ、当直制は減る傾向がある。しかし「49床以下」の小規模病院は、例外的に当直制の割合は1割にとどまっている。その他の夜勤体制については、病床数による変化はみられない。

基準看護別にみると「普通看護」病院では「当直制」(35.9%)と「二交替制(変則も含む)」(10.6%)が中心で、「三交替制」は24.6%にすぎない。一方、基準看護をとっている病院は「三交替制」が約50%を占めている。

所属場所別に、まず病棟以外に所属している会

図 27 10 月中の夜勤体制



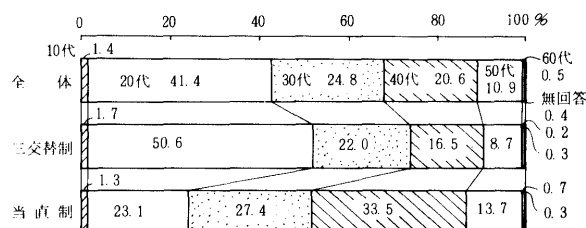
員についてみると、「外来」で約30%が、「その他」で40.7%が「10月中は夜勤をしなかった（日勤のみ）」と答えている。また「外来」所属で夜勤につく場合は大部分が「当直制」である。「手術室」においては「当直制」が44.6%、「寮または自宅で待機」が18.1%でこの2種類の夜勤体制が中心である。一方病棟所属の会員は9割までが何らかの夜勤をしている。その中でも「三交替制」が約6割を占め「当直制」は1割程度にとどまっている。病棟の種類によって夜勤体制に大きな差はみられない。

年齢別にみると、「24歳以下」ではほぼ全員が三交替を中心とした夜勤についている。また「55

歳以上」の層と、「35～39歳」層で、「日勤のみ」の率がやや高くなっている。

夜勤についている会員についてみると、夜勤体制の違いによりその年齢構成にも違いがみられる。夜勤をしない人も含んだ全員の年齢構成と「三交替制」の会員、「当直制」の会員を比較すると(図28)、「三交替制」は「20～24歳」層が特に多く、20代が過半数を占めている。一方「当直制」は「三交替制」とは逆に20代が少なく、40代が3分の1を占め、全員の構成と比べても高年齢者が多いことがわかる。これは「当直制」につく会員のうち約56%は主任以上の職位であることも一要因と思われる。

図 28 三交替制・当直制勤務者の年齢構成



2 三交替制

会員の6割がついている、「三交替制」「変則三交替制」の労働の実態を明らかにする。

夜勤日数・人数については昭和40年に人事院から出された「2・8判定」（複数・月8日以内夜勤）を1つの基準として考えることにする。

1) 夜勤日数

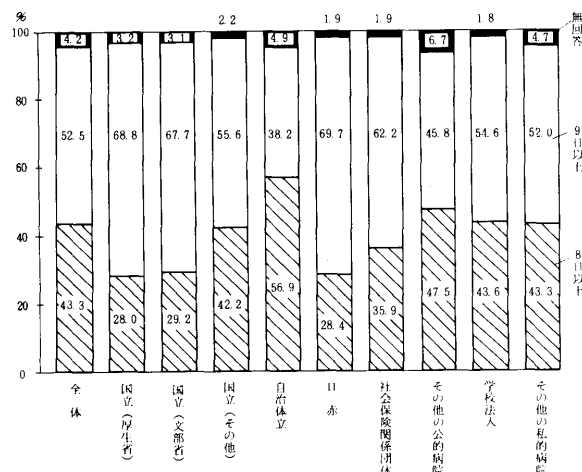
平均夜勤日数は8.9日で準夜勤4.5日、深夜勤4.4日となっている。50年調査（平均9.5日）より短縮されてはいるが、まだ人事院判定の「8日以内」には遠い日数である。

準夜勤と深夜勤の合計日数が8日以内におさまっている会員は43.4%で、過半数は月9日以上の

夜勤をしている。「9～10日」が3分の1を占めているが、「13日以上」という特に多い人も5%はいる。労働省労働基準局の調査（前出）によると、調査対象となった病院のうち83.6%が8日以内であり、9日以上は16.4%である。

設置主体別にみると、「自治体立」で8日以内の率が高いが、「国立（厚生省）」「国立（文部省）」「日赤」では3割にみえない（図29）。特に「日赤」では13日以上が約13%と高く、平均も9.8日で、平均夜勤日数が最も短い「自治体立」に比べると1.4日長くなっている。

図29 設置主体別夜勤日数の割合



病棟の種類によっては「精神病棟」では8日以内が5割近いが、「産科系病棟」は32%にとどまっている。「ICU, CCU」は13日以上が23%もあり平均日数は9.8日と最も長い。

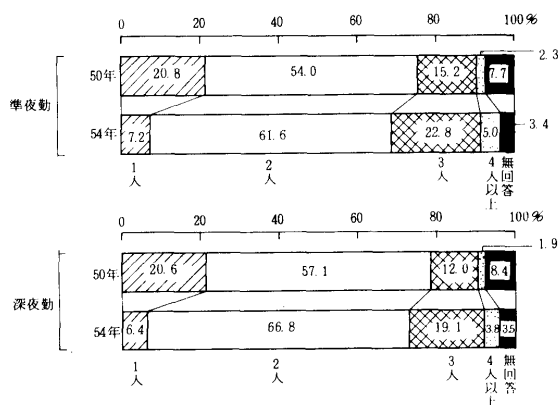
職位別には「一般看護職」（平均9.1日）は「主任」（同7.1日）、「婦長」（同3.7日）に比較して長いといえる。

2) 夜勤人数

病棟の夜勤人数をたずねた。

2人夜勤が最も多く、6～7割を占めている。50年調査と比べると1人夜勤はかなり少なくなり、

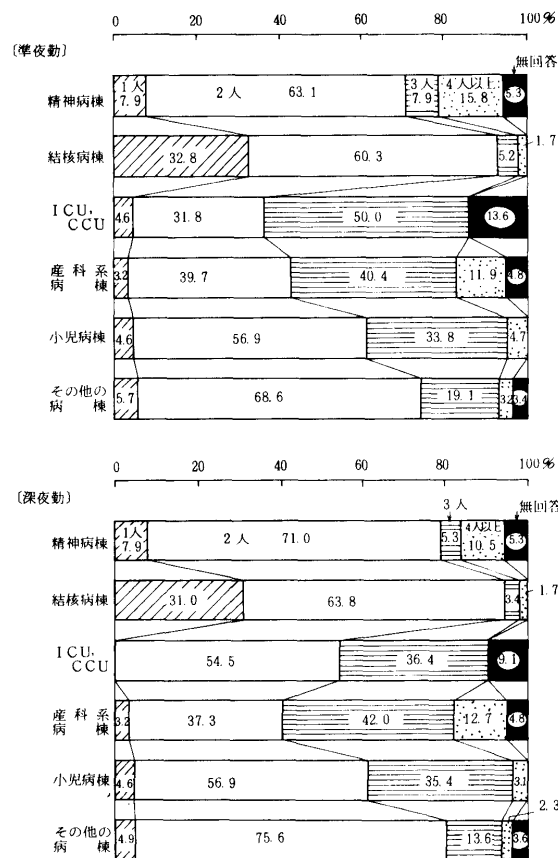
図30 夜勤人数の割合の変化



2人・3人夜勤が増加している（図30）。参考までに労働省労働基準局調査（前出）をみると、19.4%の病院が1人夜勤である。

病棟の種類による違いは大きい。「結核病棟」では、準夜勤・深夜勤ともに1人夜勤が3割以上を占めていて、3人以上は準夜で6.9%深夜で5.1%

図31 病棟の種類別夜勤人数



昭和54年労働実態調査 IV. 夜勤

％と非常に少ない。反対に「ICU, CCU」「産科系病棟」では3人以上夜勤が過半数に達している(図31)。

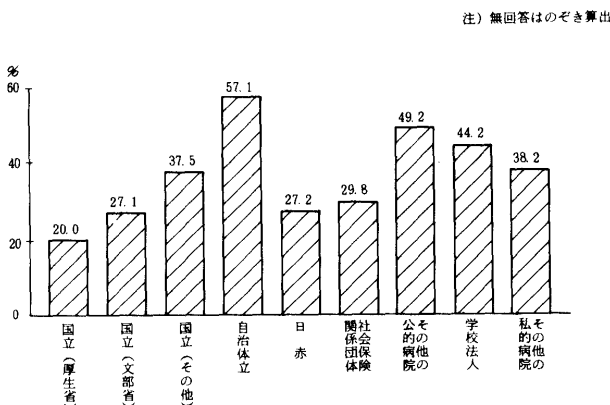
設置主体別では「国立(厚生省)」は3人以上は1割程度しかなく、1人夜勤が多い。逆に「日赤」「学校法人」は3人・4人以上が3～4割を占め、1人夜勤は2％にすぎない。

基準看護によってみると、基準看護をとっている場合は1人夜勤は類が上であるほど少なくなり、「特二類」「特一类」では数％にすぎない。「普通看護」では、2人夜勤が中心で、3人以上は14～16％程度である。

病棟の看護職数が多くなるに従い、夜勤人数も増加する。1人夜勤のピークは病棟看護職数「5～8人」であり、2人夜勤では「13～16人」、3人夜勤や4人以上夜勤では「21～24人」となっている。

「複数」・「月8日以内」の両方を満たしているのは病棟勤務会員の4割である。設置主体では「国立(厚生省)」「国立(文部省)」「日赤」「社会保険関係団体」で「2・8」の率が低い(図32)。

図32 設置主体別「2・8」(2人以上・月8日以内夜勤)率



3) 夜間看護手当

準夜勤のピークは「2,000～2,499円」で35.5

％を占めている。全体の平均は1,720円である。

深夜勤も「2,000～2,499円」が37.6％と最も多く、平均は2,125円である。

設置主体でみると「国立(厚生省)」「国立(文部省)」は、準夜勤・深夜勤ともに6割が「2,000～2,499円」に集中している。そのため、準夜勤・深夜勤の平均額はほとんどかわらない。それ以外の設置主体では深夜勤の方が「3,000円以上」の割合が高くなるため、準夜勤と深夜勤の平均額に差が出てくる(表12)。

表12 設置主体別平均夜間看護手当額

設置主体	準夜勤手当	深夜勤手当
国立(厚生省)	1,944円	1,980円
国立(文部省)	1,989	1,972
国立(その他)	1,582	2,147
自治体立	1,684	1,948
日赤	1,652	3,020
社会保険関係団体	1,470	2,369
その他の公的病院	1,772	2,199
学校法人	1,800	2,474
その他の私的病院	1,744	2,299

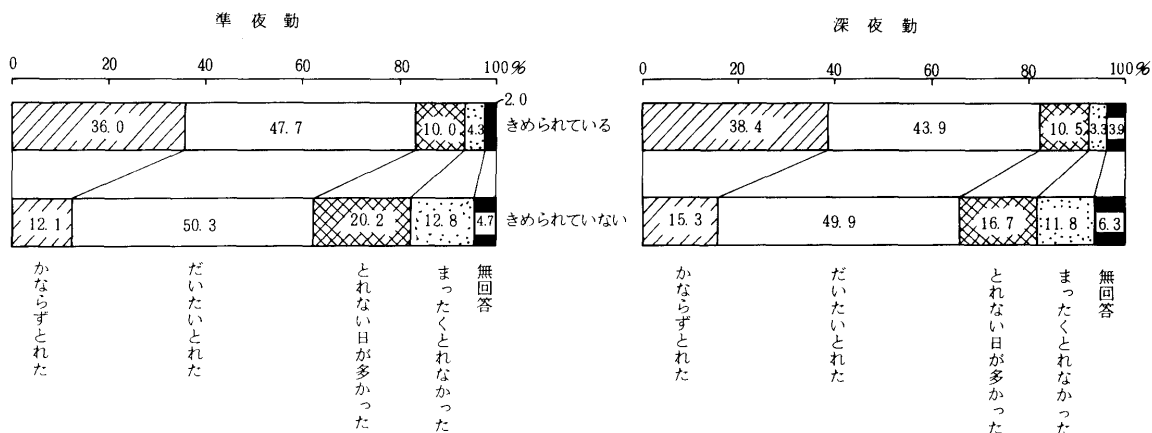
4) 夜勤中の休憩時間

休憩時間が「きめられていない」と答えた会員は準夜勤については63.9％、深夜勤については61.3％にのぼっている。

設置主体別には、「国立(厚生省)」では準夜勤で61.6％、深夜勤で59.2％が「きめられている」としている。「国立(その他)」は準夜勤では「きめられている」が40.0％であるが、深夜勤では71.1％と高くなる。

次に10月中実際に休憩がとれたかをみると、準夜勤と深夜勤とを問わず、「かならずとれた」と「だいたいとれた」を合わせると約7割になる。「ま

図 33 夜勤中の休憩時間の規定と実際



「まったくとれなかった」は約9%である。このように規定の有無にかかわらず実際には休憩をとっているものの、規定がある方がよりとりやすいといえそうだ(図33)。

「かならずとれた」「だいたいとれた」場合の取得時間をみると、44分以下しかとれないという人は準夜勤で30.7%、深夜勤で19.9%である。このように準夜勤の方が深夜勤よりも取得時間は短い。

病棟の夜勤人数が1人であると、休憩をとるのは非常にむずかしい。1人夜勤の場合「まったくとれなかった」が準夜勤で20.0%、深夜勤で25.9%もあるが、複数夜勤では7~8%にすぎない。

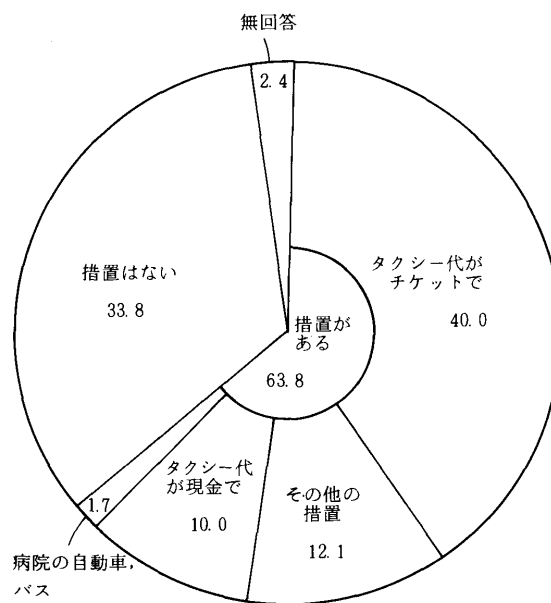
5) 通勤に対する措置

準夜勤、深夜勤の交替時刻は深夜にかかるため出・退勤の足を確保するには困難が伴う。利用の有無にかかわらず、勤務施設で講じられている深夜の通勤に対する措置をたずねた。

何らかの措置があったとした人は6割以上で、その中では「タクシー代がチケットで支給」が最も多い(図34)。

設置主体別にみると「国立(厚生省)」で「措置はない」が65.6%もある。「国立(文部省)」では

図 34 三交替者への通勤に対する措置(単位%)



「措置はない」が14%、他の設置主体では3割程度が「措置はない」としている。

許可病床数別には「1,000床以上」の約8割が何らかの措置があるとしているが、「100~299床」では措置がある人は6割に満たない。

そして、「タクシー代が現金で支給」の措置を実際に利用している人の8割近くは、支給額にかかわらず「額が不十分」と感じている。

3 当直制

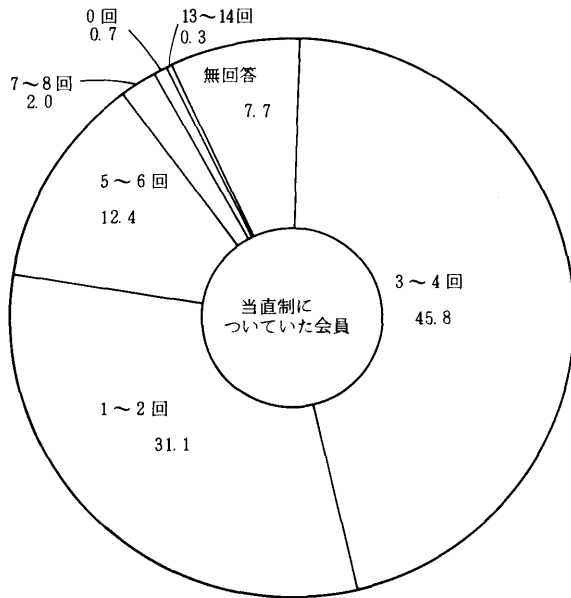
10月中「当直制」についていた人にたずねた。

1) 当直回数

当直回数の基準を示すものとして「週一回を基準とすべきものである」との労働省労働基準局長通達（昭和23年）がある。これに則して考えると、「月に4、5回まで」がめやすとなろう。

会員は月4回以内が8割近くを占め、最も多いのは「3～4回」、平均は3.2回である（図35）。

図35 月間当直回数（単位％）



このように大多数は基準内におさまっているとはいえ、「7回以上」が2.3%あることは問題だろう。

当直者の35.0%は「外来」に、44.7%は「病棟」に所属している。「外来」の平均当直回数は2.8回、病棟全体では3.5回、病棟では「精神病棟」の回数が5.0回と多い。

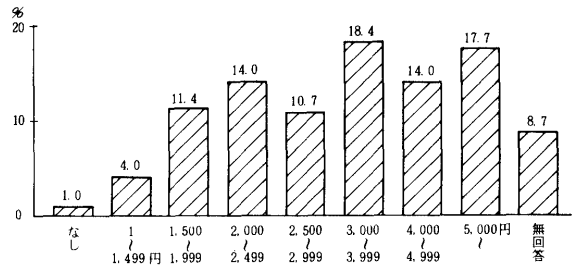
2) 当直人数

病棟の当直人数は「1人」が最も多く(45.3%)、次いで「2人」(31.1%)、「3人」(6.2%)となっている。

3) 当直手当

当直1回に対する手当のピークは「3,000～3,999円」、「なし」を含めた平均は3,102円である。5,000円以上もかなり多い（図36）。

図36 当直手当（1回につき）



4) 仮眠時間

まず当直中の所定仮眠時間をたずねると、「きまっていない」とした人が約半数の48.5%にもものぼる。「きまっている」とした中では「8時間以上」が最も多く27.5%で6時間以上の規定まで含めると67.2%になる。きまっている場合の平均の所定時間は、6時間37分である。

10月中に実際にとった仮眠時間をみると、規定の有無にかかわらず99%は仮眠している。その時間は「5時間～5時間59分」が27.4%と最も多い。しかし、まったくとれなかった人と、とれても「4時間未満」を合わせると、19.4%にもものぼる。全体の平均仮眠時間は5時間14分である。

5) 仮眠室

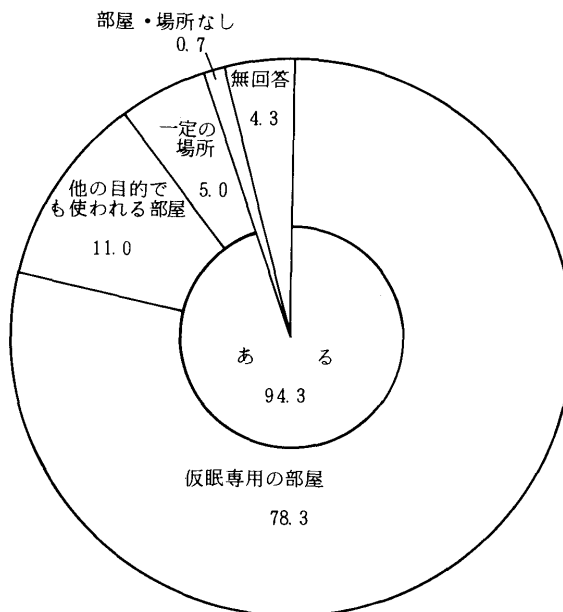
「相当の睡眠設備」は当直の許可条件の一つになっている（昭和22年の労働省次官通達）。

実際に仮眠室が確保されているかをみると、8割近くが「専用の部屋」があるとしている（図37）。「場所も部屋もない」は0.7%にすぎない。

仮眠室と実際の仮眠時間との関係を見ると、平均仮眠時間は「専用の部屋」で5時間29分、「他

の目的でも使われる部屋」で4時間48分、「一定の場所」で3時間36分としだいに短くなっている。このことから仮眠できる専用の部屋が確保されているかどうかの方が、仮眠時間の規定の有無より実際の仮眠時間に影響するようだ。

図 37 仮眠室の確保状況 (単位%)



V 母性保護

1 育児休業

育児休業制の制度面をみると、勤労婦人福祉法で、事業主への育児休業実施努力規定がうたわれている。

昭和50年4月からは、国公立の義務教育諸学校、医療施設、社会福祉施設等で働く教員、看護婦、保母等について育児休業法が適用されている。

また、昭和50年度から「育児休業奨励金制度」ができ、育児休業制度を実施する事業主の中で一定の要件を備えたものには、一定額の奨励金が支給されている。昭和53年からは、民間医療施設勤務の看護職に事業主が、育児期間中、社会保険負担分以上の額を支払った場合には、事業主に対して助成給付金を支給する制度が発足している。

このように制度の面では、50年調査の時点より

も整備されつつあるといえよう。

1) 実施状況

会員の73.1%は、育児休業制のある病院に勤務している。これは、育児休業法が適用されている「国立」「自治体立」に勤務する会員が5割以上であることに関係している。とはいえ、50年調査では「育児休業制あり」が、21.5%にすぎなかったことから比べると、大きな進歩といえよう(図38)。

設置主体別にみると「その他の私的病院」では、育児休業制が認められている会員は5割に満たず(図39)、また基準看護別にみると基準看護をとっている施設の約75%が認められているとしているが、普通看護病院では60.6%と低くなっている。

<女子労働者>の場合育児休業制度実施事業所の割合は、昭和53年で6.6%である。事業所割合と単純に比較できないにしても、会員の場合<女子労働者>